

令和4年11月18日
農林水産部長専決

八代市配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、配合飼料の高騰による畜産業者等の負担を軽減し、もって畜産業者等の経営の安定に寄与することを目的として、予算の範囲内で八代市配合飼料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 畜産業者等を営んでいる者であって、次の要件のいずれかに該当するものであること。
 - ア 個人の場合にあつては、市内に住所を有すること。
 - イ 法人の場合にあつては、市内に当該畜産業者等の本社事業所を有すること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 第5条の規定による申請を行う年度の翌年度から、5年以上畜産業者等による事業継続の見込みがあること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が畜産業者等において家畜の飼養を目的に購入した配合飼料（令和4年1月1日から同年12月31日までの間に購入したものに限り、以下「対象飼料」という。）の購入費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象飼料の購入量（その量に1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てた量）に1トン当たり5,000円を乗じて得た額とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 対象飼料の購入数量が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和5年1月31日までにしなければならない

い。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八代市配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整備し、これを前条第1項の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、八代市配合飼料価格高騰対策支援事業補助金返還命令書(様式第4号)により、期限を定めてその一部若しくは全部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要領の規定に違反したとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、農林水産部長専決の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。